

日本組合基督教会の「源流」をさぐる

坂井 悠佳

1. はじめに

近代日本キリスト教史はすでに多くの研究が進められてきたが、そこでの問題関心は主として、近代日本におけるキリスト教の展開（たとえばキリスト教と「伝統思想」との関わり、日本におけるキリスト教の「土着化」や「変容」）に向けられてきたように思う。

だが、ここで忘れてはならないのは、そもそも日本に伝えられたキリスト教が如何なるキリスト教であったのかという点である。近代日本に伝えたキリスト教がどのような特色、傾向を持っていたのか、いわば「原初形態」を明らかにしないままでは、日本におけるキリスト教の「変容」を語ることはできない。「原初形態」を踏まえた上で、そのキリスト教が如何に受容され、如何なる展開をみせたのか、そこに近代日本キリスト教の特色を見出していくことが可能となろう。

そこで本発表では、日本組合基督教会（以下では、組合教会と表記する）を事例として、組合教会の教会形成、神学思想のあり方の特色の背景としてニューイングランド神学の存在を提示し、それが組合教会のキリスト教に如何なる影響を与えたのか、その見取り図を提示することを目的とした。

2. 近代日本のキリスト教の背景としてのニューイングランド神学

日本の開港後、日本伝道に携わった多くの宣教師たちの背景には、ニューイングランド神学と呼ばれる流れがある。これは、19世紀前半のアメリカの第2次信仰復興の時代に生まれた神学の方向性である。第二次信仰復興においては、西部開拓の進展を受けて個人の信仰復興が求められ、伝統的キリスト教からの解放が主張された。第2次信仰復興は教派を越えて広まり、伝統的なキリスト教教理にも変化をもたらすこととなった。神は道徳的な統治者であり、人間はその統治に協力する存在であり、神と人とが協働して道徳統治を実現

する。しかし人間は、道徳的に正しくあろうと意志することはできるが道徳的に正しくあることができない。これが罪である。そこから悔改めて、信仰を持つことで救済される。イエス・キリストの十字架による贖罪とは、道徳的行為者へと造りかえられ、神の道徳統治に協力する人間とされることであり、これこそが救済なのである。

アメリカでは、植民地時代以来、ウェストミンスター信仰基準に基づくカルヴィニズムの神学が主流であった。それが第2次信仰復興の時代には、罪理解、信仰理解、救済理解が変容していった。原罪は強調されなくなり、罪は道徳の次元の問題とされる。神の選び、信仰のみによる救済ではなく、悔改めと信仰による救済が主張される。また個人の悔改め、信仰が強調されるにつれて教派、教会の神学、伝統的信条が重視されなくなってくる。こうした傾向に立脚するのがニューイングランド神学である。来日宣教師たちが神学教育を受けた19世紀半ばまでには、ニューイングランド神学は各教派に浸透していった。ニューイングランド神学の受容をめぐって、長老派のように教派内で分裂が起こることもあった。

組合教会は、アメリカン・ボード宣教師の主導の下に形成されたが、アメリカン・ボード宣教師の多くは、ニューイングランド神学の教育を受けていた。アメリカン・ボードの准宣教師でもあった新島襄は、アンドーバー神学校でE・A・パークに教えを受けたが、パークはニューイングランド神学の代表的神学者である。パークは、例えば罪について、罪の本質は悪を選択し、善を選択できないという意志的な選択における道徳行為にあると述べる。贖罪とは、人間が神の道徳統治に協力する能動的な道徳的行為者にされることであると主張する。こうした神学思想を展開するパークの教えを受けたのが、新島襄だけでなく、アメリカン・ボード宣教師として来日したD・C・グリーンやM・L・ゴードンなのである。

3. 「道徳的」な近代日本のキリスト教

近代日本のキリスト教には、道徳的性格が顕著である。キリスト者となるとは生活倫理が改善さ

れることであり、安息日遵守や禁酒禁煙が励行され、醸造業や貸座敷業に従事していた場合には廃業しないと受洗が認められないこともあった。キリスト者としての生活規範に悖る行為をしたとして教会から除名されることも珍しくなかった。こうしたキリスト教の道徳化・倫理化をもたらした背景には、日本の「伝統思想」(儒教や武士道)の影響もあろう。これはキリスト教が受容された日本という場が持っている問題である。

だが、同時にニューイングランド神学との関わりを考慮すると、受容されたキリスト教自体が道徳的・倫理的な性格を持っていたことも忘れてはならない。ニューイングランド神学によれば、救済とは道徳的行為者とされることであり道徳的・倫理的であることがキリスト者であることの証しとされた。キリスト教と道徳・倫理との結びつきは、近代日本において初めてみられたのではなく、キリスト教を日本に伝えた宣教師たちの背景となったニューイングランド神学に既にその傾向が含まれていたのである。

アメリカン・ボードが伝道者養成を目的として設立した同志社英学校での教育は、熊本バンドの卒業生たちによって保守的神学教育であったと回想されてきた。だが、同志社の教育を担った宣教師たちの神学はニューイングランド神学だったのであり、同志社の教育を決して「保守的」と言うことはできない。後に同志社第2代社長となった小崎弘道の在学中のノートによれば、教義学の神論は科学・哲学では神の存在証明は不可能という話から始められており、聖書論や啓示論から始める伝統的な方法ではない。聖書解釈でも批判的実証的な読み方が奨励されている。説教でも、聴衆に訴える語り方、日常生活への適応が重視されている。「保守」「リベラル」という表現は相対的なものであるが、それでも同志社の教育は熊本バンドが言うほど「保守」であったのかどうか注意が必要である。同志社の宣教師たちが受けた神学教育を考慮すれば、むしろ「リベラル」な教育が展開されていたとみるべきであろう。

組合教会は新神学の影響を強く受けた教会としても知られる。新神学は伝統的教義を拒否し、三位一体を伊庭し、人間に神性が内在すると主張し、理想的人間・模範としてイエスを位置づける。教会を重視せず、神と個々人との合一といった個人的信仰を説く。新神学はアメリカからのみ流入したわけではないが、新神学の立場はニューイングランド神学と同様の方向性を有しているのは確か

である。ニューイングランド神学に立脚するキリスト教教義を受容した組合教会にとって、新神学の立場は親和性があったと言え、主に組合教会で新神学が受容されたことは、組合教会にそもそも伝えられたキリスト教の性格とも関わる問題として考えなければならないだろう。

4. 近代日本における「国家とキリスト教」の問題

近代日本のあり方を「天皇制国家」と呼ぶことがある。論者によってこの言葉の指す意味は異なってくるが、一つの定義として「天皇制国家」とは、国家が価値(教育勅語、戊申詔書など)を提示し、その源泉に天皇を置く国家だと言うことができよう。この「天皇制国家」においては、道徳的価値観を国家が提示し、その価値の源泉には天皇が位置するわけであり、天皇は道徳的統治者としての性格を有することになる。ここで、道徳的統治をなす国家という国家観と神による道徳統治を説くニューイングランド神学とは親和性を帯びてくることにならないか。国家／政府が「道徳」を主張するとき(その「道徳」の意味内容は吟味されて然るべきなのであるが)、国家／政府を道徳的統治者として好意的に評価しようとした教会の営みを断罪するのは容易であるが、教会がなぜ「道徳」に親和的になったのか、その背景を顧みなければならないだろう。

組合教会は、日清戦争前後から、教会の対外的役割を主張するようになる。明治国家体制が樹立して政治との対話が必要になり、教会は法人化のために外国ミッションとの関係を見直す必要が出てきたという時代的背景はあるが、1895年に出された「奈良大会宣言」には、組合教会の対外的性格の特色がよく表れていると言える。「奈良大会宣言」には「罪惡を悔改し基督によりて天父に帰順すべき事」「一夫一婦の倫を保ちて家庭を潔め父子兄弟の道を尽すへき事」など5項目の綱領が掲げられているが、悔改めや倫理の強調は、ニューイングランド神学の方向性に合致する。そして「国家を振興して人類乃幸福を増進すへき事」も謳われている。悔改めと信仰により道徳的行為者とされたキリスト者が道徳的に正しく行為し、そのようなキリスト者が集う教会が国家振興に資することを宣言したわけである。

教会における「道徳」の強調、道徳を担う教会による国家振興の主張は、1912年の三教会同によって国家的な意義づけを与えられることになった。内務次官床次竹二郎は「国民道徳の基礎を作

るには必ずや宗教と教育との相俟って進むを要とす」と発言したが、キリスト教を含む宗教は、道徳の分野において国家に益するものと見做されたわけである。

ただし、「道徳」の意味するところは、日米の文脈で差異があることには留意せねばならない。ニューイングランド神学において「神の道徳統治(moral government)」という場合の「道徳」と、近代日本のキリスト教会で説かれたキリスト者の「道徳」とは完全に同一の概念ではない。ニューイングランド神学において幅広い意味を持っていた「道徳」が、近代日本においては狭い概念とされたと言えるだろう。

5. おわりに

近代日本のキリスト教会は、国家に「妥協」「屈服」したと評されて久しい。その原因は専ら日本人キリスト者のキリスト教理解の未熟さや、日本の「伝統思想」に求められてきた。しかし、近代日本に伝えられたキリスト教そのものに、「妥協」「屈服」の原因を探ることはなされて来なかったのではないか。日本のプロテスタント教会は、宗教改革の伝統に連なる教会であるが、宗教改革のヨーロッパ、イギリス、そして、アメリカを経て形成されたケースが大半である。日本にキリスト教を伝えた宣教師たちが親しんでいた神学の潮流、教会形成のあり方、それらが、日本のキリスト教に対して与えた影響は無視できない大きさを持っている。それらとの関わりでみるときに、日本のキリスト教史に対して、従来とは違った評価軸が与えられることになるだろう。

「平和のこころ—キリスト教平和学から考える戦争、平和、そして和解」

豊川 慎

はじめに

岡部先生より紹介いただきました豊川慎と申します。大学でキリスト教学や平和学などの授業を担当しています。私の祖父はフィリピンで敗戦を迎え、投降し、捕虜となり、捕虜収容所内の米軍チャプレンによる礼拝の手伝いやマレーの虎とも言われた山下奉文大将や洪思翔中将などの絞首刑にキリスト者であったがゆえに立ち会うという経験もしました¹。戦争の悲惨さや不条理そして平和の大切さを繰り返し聞いてきましたため、過去の戦争を直視し、戦争の記憶を継承し、二度と同

じ誤りを繰り返さないためにもキリスト教の戦争責任の問題を考え続けていくこと、これが私の関心の一つとなりました。戦後70年以上が経過した今、キリスト者としての私たちの戦後責任と平和責任とはどのようなものなのでしょうか、今一度あらためて共に考えたいと思います。

1. キリスト教平和学とは何か—平和学からの問いかけ

第二次世界大戦後、米ソの東西冷戦対立が激しさを増し、核開発競争がエスカレートする中で平和の内実を真摯に再考せざるを得ない状況に直面していました。1950年代に国際関係論、政治学、経済学、社会学などの社会諸科学の境界線を越えて、「平和」を「暴力」のない世界と定義し、新たな学際分野として誕生したのが「平和学」でした。古代より戦争と平和は二分法的に捉えられる場合が多かったのですが、平和学の生みの親と言われるヨハン・ガルトゥングが戦争と平和という対概念ではなく、平和に対峙するものは「暴力」であると、平和とは暴力の不在であると定義したことはよく知られています。ガルトゥングは戦争や武力紛争、テロ、ホロコーストなど人に直接危害を加える暴力を「直接的暴力」と呼び、「構造的暴力」と呼ぶ暴力形態と区別します。「構造的暴力」という概念によって、具体的には例えば、貧困、経済格差、差別、環境破壊、人権侵害など多岐にわたる暴力形態を挙げることが出来ます。戦争を含む直接的暴力にさらされていない状況にあっても、もし構造的暴力が存在する環境下において生活を余儀なくされている場合には、平和裡に生きているとは言えないでしょう。ガルトゥングの構造的暴力論によって平和概念は再定義を迫られ、それによって平和学が扱うべき課題は広範なものとなりました。平和学の観点から言えば、平和について論じるためには、貧困、経済格差、差別、人権侵害、環境破壊問題など様々な「暴力」形態を視野に入れる必要があるのです。

平和の福音に生きる教会とキリスト者にとって、神の平和と世界の平和との関連を考える必要があります。世界には様々な暴力が満ち溢れ、キリストの平和とこの世の平和との隔たりに無力感を覚える場合もあることでしょう。しかし、イエ

¹ この点に関しては次のものを参照されたい。片山弘二「山下奉文の処刑に立ち会って」『中央公論 歴史と人物』8月号1978年

ス・キリストを通して得られる神との平和（ローマ5：1）、つまり主イエスの十字架における死と復活によって確立された平和こそがこの世における平和の源であり、動機であり、希望であることを忘れてはなりません。平和の福音に生きる教会、そしてキリスト者には、終末の観点から、すでに約束されている主にある希望と平和を語る責務があるのです。

2. キリスト教思想史における戦争と平和

イエール大学の教会史家ローランド・ベントンは *Christian Attitudes Toward War and Peace* (邦訳『戦争・平和・キリスト者』) において戦争と平和に対するキリスト者の姿勢として平和主義、正しい戦争、十字軍の三つの姿勢を挙げています。キリスト教における戦争の是非の問題は初代教会の時代から現代に至るまでたえず議論されてきましたが、ベントンは指摘する十字軍を別にして、キリスト教には「正しい戦争」(just war) と「平和主義」(pacifism) の二つの伝統的な戦争観があります。以下、大雑把ですが、キリスト教思想史における戦争観を概観したいと思います。(アウグスティヌス、トマス・アクィナス、宗教改革期の議論など以下、省略)

以上が「正当な戦争」の基準とされるものです。当然ながら「正当な戦争」という考え方には多くの批判があります。この戦争が正しいと判断するのは誰なのか、本当に正しいと言えるのか、戦争に正しいも正しくないもないのではないかという批判などです。そもそも今日、戦争は原則として違法化されています。しかしながら、「武力行使」という名で戦争が行われる現実もあります。そのような現実を踏まえ、安易に武力に訴えないためにも、「正当な戦争」の基準を用いて戦争を批判的に捉えることも重要だと思います。例えば、広島と長崎への原爆投下や市民を攻撃対象とする無差別爆撃などは従来の戦争観を一変させました。古代や中世の時代の戦争と近現代の戦争とはその規模や威力は桁違いです。特に核兵器が使用されると戦闘員と非戦闘員の区別は不可能となります。それゆえ、上記の「交戦法規」に当てはめれば、「正当な戦争」論を肯定することはもはや困難ということになるでしょう。さらには「正当な戦争」論はある戦争が正しいものであるかどうかの条件・基準などを提示し論じるために展開されてきたものであって、今日戦争と平和の問題を考える際に、ある戦争が正しいかどうかという議論をす

るだけでは不十分です。戦争を予防するための議論こそが不可欠です。戦争を未然に防ぐためにはどうしたらいいのか、それが真剣に考えられなければならないなりません。また「核なき世界」(オバマ元大統領) に向けた核兵器禁止条約の採決という今日の国際的な流れの中で、核不拡散条約 (NPT) 体制をいかに超えていくことができるのか、唯一の被爆国である日本、そして日本の教会の役割と使命を真剣に考え続けなくてはなりません。平和主義とは何か、その内実を神学的に深めていく必要があります。

3. 赦しと和解—キリスト教思想から考える罪責告白

20世紀は「戦争の世紀」と言われました。では21世紀は「和解の世紀」となるのでしょうか。戦後の歩みに関して日本とドイツがよく比較されてきました。同じ敗戦国であるドイツは真摯な謝罪の継続と巨額の賠償によって近隣ヨーロッパ諸国からの信頼を得てきましたが、日本は近隣諸国と和解することができたと言えるのでしょうか。戦後和解や歴史和解との関連でよく引用されるのがドイツのヴァイツゼッカー (1920-2015) 大統領の言葉と思想です。特に、1985年5月8日のドイツ敗戦40年の年に連邦議会で行った演説、日本では「荒れ野の40年」として知られる演説は今なおよく言及され引用されます。ヴァイツゼッカーはこの演説において和解のためには過去に目を閉ざすことなく、過去を心に刻むことの大切さを強調しました。なぜなら、現在は過去と断絶しているのではなく、過去は現在の問題でもあるからです。ドイツにとって、敗戦日の5月8日は「心に刻む」ための日であると言います。「心に刻む」というのは、「ある出来事が自らの内面の一部となるよう、これを誠実かつ純粹に思い浮かべることである」と論じます。1945年5月8日を「心に刻むこと」(erinnern)、つまり過去を想起すること、そのことへの誠実さが必要だと言います。(以下、省略)

ヴァイツゼッカーは「和解」について論じ、和解のためには「心に刻む」こと、つまり過去を忘れないことが和解の前提となることを論じています。忘却する、忘れ去ってしまうのではなく、心に刻むこと、過去を想起することの大切さです。アウシュビッツ収容所などにおいて600万人ものユダヤ人がナチス・ヒトラーによって殺されました。ユダヤ人がその「ホロコースト」の出来事を決して忘れることができないのは、それが数の

『帝国の福音——ルーシー・ピーボディとアメリカの海外伝道』をめぐって

小檜山ルイ

本書は2019年1月に東京大学出版会から出版された。本書の端緒となった研究は1998年頃に始めたので、出版までに20年もの歳月を費やしてしまったことになる。原因は、本書の主人公ルーシー・ピーボディ（1861-1949）の資料が散在していたこと、また、彼女の活動の幅が想像以上に大きく、資料を寄せ集めると、膨大な量にのぼったことなどがある。

序論はアメリカの海外伝道研究の史学史と本書のいくつかの主要テーマについての解説である。

第1章「中流の輪郭」は、ルーシー・ピーボディが結婚するまでの時期を視野に置き、ニューヨーク州ロチェスタで、青果商の娘として育ったルーシーの生育環境を検討する。当時の地方都市の中流階級の女性の信仰的背景、田舎的な要素と都市的で革新的な要素を併せ持った環境等を指摘する。

第2章「植民地経験」は、夫に従って宣教師の妻としてインドのマドラス（チェンナイ）に滞在した6年間ほどを扱う。大英帝国の植民地インドにおいて、アメリカ人のバプテスト宣教師がどのように「他者」を創り、また、理解し、手をさしのべようとするとともに、帝国の支配者「白人」の一因たらんとしたかを明らかにする。

第3章「姉妹の絆のなかで」では、夫が亡くなって帰国したルーシーが二人の子供を育てながら、北部バプテスト婦人伝道局の専従職員として自活した時期を扱う。女性だけのコミュニティにおいて、固い連帯が結ばれる様子を描く。

第4章「祝祭」は、ルーシーが再婚により豊かな貿易商の妻としてリスペクタビリティを獲得し、2年後に死んだ夫から財産の3分の1を相続して豊かな未亡人となって、女性によるエキュメニカルな海外伝道運動の無償の支援者として活躍しはじめた時期を扱う。ルーシーは、1910年から11年にかけて、アメリカの女性による海外伝道50周年記念祝典を発案、企画、運営し、約100万ドルを集め、海外伝道の世界で名声を獲得した。さらに、「エディンバラ継続委員会」のメンバーに選任され、男性とも渡り合える地位に押し上げられた。

第5章「東洋の7校の女子大学」は、第一次世界大戦後にルーシーが展開した東洋の7校の女子大学建築資金募集運動が主たる検討対象である。

上でもあまりにおぞましい出来事であったという理由だけではなく、そもそも忘却せず、「心に刻む」つまり想起し続けることがユダヤの信仰の本質であるからだヴァイツゼッカーは語ります。「忘れることを欲するならば追放は長引く」という言葉が引用されますが、旧約聖書にはイスラエルの民が主なる神を忘却することへの警告の言葉が語られ（申命記8：11-20）、また主への背信のため40年間荒野に留まっていなくてはならなかったことも記されています（民数記14章）。ヴァイツゼッカーはドイツの敗戦40年の歩みをイスラエルの民の「荒れ野の40年」の歩みと重ね、ドイツの過去の罪を決して忘却することのないよう特に戦後世代の若者たちへ訴えたのであります。「言葉の人」とも言われたヴァイツゼッカーのそのキリスト教信仰から紡ぎ出される和解に関する言説はとても含蓄に富んでいます。

4. 日本のキリスト教会の戦争責任—「戦争責任告白」から「平和責任告白」へ

第二次世界大戦中、日本の教会は「聖戦目的完遂」を掲げ、国家の翼賛機関として戦争協力に邁進しました。（以下、戦時下の日本基督教団について、そして戦後の戦争罪責告白について概観したが、省略）

おわりに—キリストの平和に生きること

ヴァイツゼッカーが「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目になります」と語ったように、戦後世代の責任として、過去を想起し、記憶し、その記憶を次の世代へいかに継承していくのかが問われています。また今日の政治的動向や諸課題をキリスト者としての平和の問題としてどう考えるべきかということも問われています。集団的自衛権、憲法「改正」論議、9条の問題、靖国問題、歴史認識、原発問題、沖縄基地の問題、来る大嘗祭と天皇制の問題に関連する信教の自由の問題など「信仰告白の事態として」考えるべき「教会の信仰の戦い」のための課題は多くあります。平和を実現する者であること、これは教会とキリスト者の責務であり、主なる神からの呼びかけ（calling）、召命でありましょう。主なる神こそ平和の根源であることを覚えつつ、私たち一人一人に委ねられている平和責任を共に真摯に考え果たしていきたいと思うのであります。（関東学院大学教員）

（本稿は、講演内容の一部である）

第一次世界大戦参戦直後、アメリカのキリスト教界は、教会間世界運動 (IWM) を立ち上げ、巨額の資金を世界伝道に分配することを企てた。しかし、IWMは頓挫、分配をあてにしたアジアのキリスト教女子大学を援助する計画は宙に浮いた。ルーシィは、女子大学のための募金活動を主導、約300万ドルの集金に成功した。

第6章「リベラリズムとファンダメンタリズム」は、20世紀初頭に顕在化した主流教会におけるリベラリストとファンダメンタリストの対立にルーシィが巻き込まれていく過程を追う。女子大学のための資金集めに成功したルーシィは、エキキュメンカルな海外伝道の世界で発言力を増した。しかし同時に、所属するバプテスト教会において、ファンダメンタリストから厳しい批判を受けた。一方、ルーシィは、援助したアジアの女子大学が、モダニズムに傾斜しがちなことに悩まされた。「ネイティヴ」は、「援助」がもたらすはずの支配を拒絶した。

第7章「信仰の冒険」へ」は、北部バプテストの宣教師で娘婿のラファエル・C・トマスが、ファンダメンタリストを自認して、フィリピンで独自の伝道事業を展開しようとしたことから、ルーシィが、ファンダメンタリストの側に与した顛末を追う。トマスの正統性がバプテスト伝道局に否認されると、ルーシィは同伝道局の職務を放擲、1927年に「東洋におけるバプテスト福音伝道協会 (ABEO)」を立ち上げた。冬の別荘を持ったフロリダでは伝道集会を開き、彼女の信仰と運動スタイルを受容する土壌を南部に見いだした。また、1934年にモダニストによる『伝道再考』が出版されて起こった大論争に、保守陣営から参加した。一方、ABEOでは、そのファンダメンタリスト的ミソジニ、プレミレニアニズムといった保守性により、会長職を去らざるをえなかった。

第8章「女の政治」は、1923年から1933年の間、ルーシィが最大の情熱を注いだ禁酒法を守る運動についての検討である。彼女にとって、禁酒は絶対善であり、信仰の表現の一形式であった。しかし、憲法に書き込まれた禁酒法は遵守されず、廃棄の声が高まった。ルーシィは、それまで海外に向けられていた情熱を国内に転じ、法執行のための婦人全米委員会 (WNCLE) を設立、政治運動を果敢に展開した。しかし、参政権獲得後の女性たちは、「道徳の守護者」という立場を喪失し、「女性」という一枚岩の集団はもはや想定できなかった。さらに禁酒法擁護派の女性たちは男性主導の選挙

政治に初心者として放り込まれ、戦略やコネのない公論への訴えは無力であることを思い知らされた。10年にわたる運動は惨敗に終わり、神の救いを求めるルーシィの振る舞いは「狂信者」のそれとして報道された。禁酒法をめぐる政治は、選挙権獲得後の女性たちが初めて経験した大々の選挙政治であった。そこでは、19世紀的な女性の政治文化はもはや有効に機能しなかった。

本書は、ルーシィ・ピーボディの生涯を追うという形式を取っているが、知られざる女性の事績を明らかにすることを目的としているのではない。公私にわたる彼女の人生を通じ、筆者が見たかったのは、19世紀後半から20世紀前半までのアメリカ社会を理解する上で重要と思われる、互いに関連する主に3つの問題系である。

第一は、19世紀前半には確立したと考えられる北部中流白人女性の「道徳の守護者」としての権力が、19世紀後半にどのように拡大したかを海外伝道に関係した女性たちの活動のなかに見ることである。1790年代から長く続いた第二次大覚醒は、「福音主義者」を主としてその信仰に裏付けられた道徳性ゆえに中流階級の中心に据えた。それは、同時期のイギリスで進んだ中流階級の形成と類似したプロセスであるが、経済的流動性が高く、白人男性一般への選挙権が素早く広がったアメリカにおいては、特に白人女性が道徳性を示し、中流としてのたたずまいを維持する役目を担った。本書は、19世紀後半、道徳性と教会を基盤に女性たちが「姉妹の絆」を強化し、その発言力をどのように拡張したかをまず明らかにしようとした。

第二に、本書は海外伝道というアメリカの民間事業を通じて、アメリカの海外へのアプローチの一端を明らかにしようとした。19世紀を通じ、アメリカ合衆国は「内国植民地」を拡大し、19世紀末、ついに海外に植民地を獲得して、「帝国」の一群に加わった。伝道という形でのアジアへの介入は、それにおよそ80年先だって始まり、イギリス帝国の傘を借りつつ、事業を拡大、1910年までにはイギリスのプロテスタント伝道の規模を凌駕した。海外伝道は、アメリカの帝國的台頭を先導したようにも見え、宣教師は帝国主義の手先だという、マルキシスト的批判が即座に想起される。

しかし、伝道と帝国主義の関係はそれほど単純なものではない。たしかに、海外伝道は、20世紀初頭までにはロックフェラーを代表とする大資本に資金的裏付けを見いだす傾向があった。「帝国」の富がキリストの福音の伝播を可能にした。しか

し、同時に宣教師はしばしばコンタクト・ゾーンにおける商業、軍事権益の道徳的批判者であり、植民地支配者の中の喧しい厄介者、あるいは、「変人」であった。宣教師は、現地の異教徒に手を差し伸べることを使命としたのであり、基本的にその意図に偽りはなかった。だが、だからこそ、海外伝道は「帝国」の基盤を支えたのである。なぜなら、パスカルが言うように、「力なき正義は無力、正義なき力は圧政であり、どちらも不安定である。力のない宣教師が帝国の力を要したように、帝国の支配を成立させるには力だけでなく正義を要し、宣教師はキリストの名によってその正義を——いかに不器用で、不完全であろうとも——掲げたのであった。

19世紀後半から20世紀初頭のアメリカの海外伝道は女性化していた。それは、彼女たちがアメリカ社会で「道徳の守護者」の役割をになった当然の結果であろう。そして女性の「道徳の守護者」としての役割は伝道事業を通じ海外にも及ぼされ、帝国の支配者のたたずまいを整えた。それは、同時に、皮肉にも自分たち＝支配者と「他者」＝被支配者の区別を鮮明にする企てでもあった。女性たちが自分たちの事業をどのように理解し、いかに帝国主義と対峙し、また、それを支えたのか——第二の問題系はこのような問いも含んでいる。

そして、本書の扱う第3の問題系は、以上に紹介したような女性のあり方、その政治文化、それに支えられた女性化した海外伝道がなぜ、どのように崩壊し、力を失ったかというものである。それはすなわち、女性化の傾向があり、それによって一部支えられ、幅広い神学的立場を包摂していた19世紀アメリカ的福音主義がどのようにファンダメンタリズムとリベラリズムに分裂し、前者は周辺化され、後者は世俗化、合理化の傾向を帯びていったのか、そのプロセスを明らかにすることになる。

伝道地というコンタクト・ゾーンにおいて、宣教師が支配者の優位性を確保するのは端的に困難であった。宣教師が「ネイティブ」に良心的に手を差し伸べようとすれば、当然、彼等がそれまで大切にしてきた宗教を真摯に受け止めざるを得ない。それは他宗教に寛容な、つまりは、リベラルな宣教師を輩出する契機となる。「ネイティブ」の野心に寄り添い、高等教育を与えれば、それは勢い、アメリカで台頭するモダニスト的ドライブを伝播することになる。事業が大規模化すれば、大

きな資金を要し、教派間協力を推進せざるを得ず、それは、教派によって異なる信条的・儀礼的自己主張を封殺する。北部バプテストを例に見ると、教派の一大事業である海外伝道は、まさにこのようなリベラリズムへの傾斜故にファンダメンタリストの主流教会からの離反を招いた一大要因となったのである。

19世紀、女性による海外伝道の世界では、海外の「野蛮人＝異教徒」に手を差し伸べることは、アメリカ国内の女性たちの霊性を高めると言われ、この効果は「リフレックス・インフルエンス」と呼ばれた。20世紀、それはむしろ逆風を招くブーメランとなって——パウル・バックの存在が正しく象徴するように——、アメリカのプロテスタント・キリスト教界を揺るがした。ルーシィ・ピーボディはまさにこの激震の渦中にあった人である。彼女の格闘は、アメリカの教会が海外に気前良く与え、影響を及ぼそうとした結果、逆に海外発の影響がアメリカに及ぶに至るなか、現代のファンダメンタリストがその初期において、いかに立ち上がってきたか、その一端を明らかにするだろう。

女性を研究の中心に置くことには、さまざまな困難がある。資料が散在・散逸していることはその第一である。冒頭に述べたようにルーシィの場合も同様で、探索と収集に多大な時間を要した。また、ルーシィは、緻密な思想家というより、実際的な活動家であり、その思考は、ユニークで際立っているというよりむしろ凡庸であって、彼女が書いたものだけを見たのでは、その重要性や面白さがわからない。つまり、文脈に置いて初めて生きてくる類のものである。これは、無名の（あるいは忘れ去られた）女性たちにありがちな状況であろう。文脈を把握するために周辺の資料をかなりの規模で探索する必要がある。さらに、人生の大半を占めるいわゆる私的な部分の理解なしには、文脈をとらえきれない。この立場から、私は、公的活動だけでなく、私生活の細々とした出来事や環境に目配せし、出来る限り緻密描くよう——文化人類学のthick descriptionの手法を意識し——努めた。意味の網の目を張り巡らす努力は、「私的で個人的なことは政治的なこと」というフェミニストの立場を重視したこと、また、資料の欠落や不足を何とか補おうとあがいたことにも由来している。今後の研究の方法論の参考になれば、と思っている。

（本文章は、内容が横浜プロテスタント史研究会

での報告と重複していた初期アメリカ学会第81回例会の発表報告を転載したものです。

太平洋戦争のアメリカの日本への宗教政策 —バプテスト宣教師D.C. ホルトムの影響—

原 真由美

1. はじめに

昨年は新天皇の即位式と大嘗祭が行われたが明治以降に確立していった天皇制は1945年7月のポツダム宣言受諾による太平洋戦争の敗戦によりアメリカの戦後政策によって大きな変革が進められた。連合軍最高司令官総司令部 (General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers GHQ/SCAP) は、日本の天皇を中心に置いた国家主義的な体制が太平洋戦争を起こした起因であり、日本人の精神的背景となった一因に国家神道があると見ていた。1945年12月15日にGHQ/SCAPの発令された「神道指令」により国家神道は一宗派となりその特権はなくなり、信教の自由、政治と宗教の分離が図られた。

「神道指令」はGHQ/SCAPの宗教政策により教育、宗教政策を担当する民間情報局 (Civil Information and Education Section = CIE) の宗教班が中心となって作成されたが、民間情報局の宗教班担当者 W.K. バンスは「神道指令」の作成に日本の宗教に精通するアメリカ人でアメリカン・バプテストの宣教師ホルトムの研究成果を採用する。

D.C. ホルトム (Daniel C. Holtom) は1910年に来日し1941年に太平洋戦争勃発のため日米交換船でアメリカに帰国するまで軍国主義に突き進む日本を見続けた宣教師であり、神道研究家であった。戦後の日本に信教の自由をもたらした「神道指令」から宣教師ホルトムの神道への視点とその貢献、「神道指令」発令後の彼の新しくされた神道への課題を考察する。

2. D.C. ホルトムについて

2-1 Daniel C. Holtom 1884年7月7日～1962年8月31日 ミシガン州ジャクソン生まれる。1907年カラマズー大学、1910年ニュートン神学校卒業 1910年10月23日～1941年3月20日、東京 (東京学院)、水戸、横浜 (関東学院) で宣教活動を行う。宣教師として水戸地区を担当していた初期の時代に短期間で日本語を習得、日本の古今の書物を買

い集める。古事記、日本書記、万葉集さらに明治期から活発になった日本の思想の中心にあった神道に関心を持つ。

主要な著作 *The Political Philosophy of Modern Shinto*. Dissertation. The University of Chicago Libraries. 1922.

The Japanese Enthronement Ceremonies (日本の即位儀礼) 東京教文館 1928年.

Modern Japan and Shinto Nationalism, The University of Chicago. 1943.

Modern Japan and Shinto Nationalism, Second edition. The University of Chicago. 1947.

『日本と天皇と神道』1947年2月28日 逍遥書院改訂版 1950年

2-2 キリスト者、教育者として日本の精神的要因への問い

1910年に東京学院の教師、1914年に東京学院院長、日本バプテスト神学校、関東学院で語学、神学の教師をし、青山学院に神学部を委託した1936年には同学院神学部長を務めている。ホルトムが来日した1910年という年は日本が朝鮮半島を侵略し併合、国家主義のもとに軍国主義へと突き進んだ時代であった。キリスト者として子弟の教育にあたる中で日本人の精神的根源となった神道と日本人について究明し、日本人の真の自由と解放のために神道を研究する。

3. ホルトムの国家神道と国家主義の理解

加藤玄智 東京帝国大学神道教授、国学院大学教授に師事。ホルトムの研究の初期は古神道に関心を持っていたが、後に神道的ナショナリズムに関心が移っていく。神道の起源を次の4つの時期に区分①神話となって6世紀末までの神道。②11世紀までの仏教の起りからの神道。③18世紀初頭から1868年の明治維新まで。④明治維新の宗教神道と国家神道の時代。神道の分類としては当初①宗教神道②神社国家神道③宗派神道に分けていたが後に、①国家神道 (State Shinto) ②宗派神道 (Sect) に分類して加藤の見解に修正をしている。

4. ホルトムの宗教政策への貢献

4-1 GHQ/SCAPの宗教政策について—日本の超国家主義、軍国主義に伴うアジアへの侵略は、日本の国家神道の教義に基づいているとし、国家神道の払拭、分離を図る。

民間情報局 (Civil Information and Education Section CIE) は、宗教政策により教育、宗教を担

当する。宗教班の担当者はW.K. バンス、オハイオ州オタイバン大学卒、オタイバン大で歴史学科長、教務部長。コロンビア大学で戦時、占領時国際法を学ぶ。プリンストン大モントレー軍政学校、終戦の9月GHQスタッフとして来日。夫人の父親は同志大で教授、牧師。アメリカ人宣教師 宗教研究班長 アンドリュー・N. ネルソン（日本セブンスデー・アドベンチスト教団最高責任者）教育調査班長 フランシス・R. ミラード（元三育学院院長）民間情報局の宗教問題の意志決定はマッカーサーの方針により施策に移されたが、おおむねバンスが行い、ほぼ全面的に採択されている。

GHQ/SCAPは日本人に深く根を下ろした精神構造が国家主義、軍国主義を生み太平洋戦争に至ったと考え、そのために宗教と国家の分離、神社神道の民間宗教としての存続を支持し、国家と神道の完全な分離、政教分離を徹底する施策として1945年に「神道指令」を発令した。

4-2 ホルトムの勧告と「神道指令」

ホルトムは民間情報局CIEの来日要請に応えられなかったが、同局が設置された1945年9月22日付けの勧告書と呼ばれる文書を送付しCIEはこれを受け取っている。勧告書には「日本の学校における国家神道に対し、米合衆国軍政当局の採用すべき特別政策についての勧告」という標題がふされ次の5項目からなっている。

1. 文部省 日本の教育制度の欠陥に精通し改革に賛同する文部大臣の任命。
2. 教科書の改訂 歴史・修身の教科書から神話的・非神話的材料の除去。
3. 天皇 神格化された天皇観の修正、御真影奉拝儀式の廃止、教育勅語の検討。天皇と国家及び天皇と国民の根本的改革。
4. 神社と儀式 神社の強制参拝の禁止。神道の儀式への参列の自由。
5. 神社と神職の管理 神社・神職に対する国や地方公共団体の支援の漸減、神祇院の廃止と神社管理の文部省への移管。

さらに「神道の教義、慣例、祭式、儀礼或いは哲学における軍国主義および極端な国家主義的イデオロギーの宣伝、弘布もすべて」禁止している。そして次の内容を含んでいた。

ア) 日本の天皇がその家系、血統或いは特殊な起源の故に他国の元首に勝るとする主義。

日本の国民がその家系、血統或いは特殊な起源の故に他国民に勝るとする主義

イ) 日本の諸島が特殊な起源を有するが故に他国

に優るとする主義。

エ) その他日本国民を欺いて侵略戦争へ乗り出し、或いは他国民の紛争解決の手段として武力の行使を謳歌せしめるに至らしめるが如き主義。

4-3 ホルトムの勧告にみる天皇制

勧告書3の「天皇」は5つの細目に分かれている。

1. カミとしての天皇 god, deity
2. 学校での御真影の拝礼儀式を廃止
3. 教育勅語奉読をめぐる儀式の廃止。
4. 日本史の天皇の歴史捏造の禁止。
5. 天皇の地位については天皇と国家・国民との関係の根本的修正を基盤とする。

5. ホルトムの宗教神道に対する新課題

1943年に出版したModern Japan Shinto Nationalismを戦後「神道指令」発令後に新たに2章を加筆し日本語翻訳で1947年に『日本と天皇と神道』を出版発行された。「神道指令」に対する課題について7章で生まれ変わった「新しい神道」の紹介と8章でその課題について記述している。

7章の「新しい神道」では、国家神道の国家的祭儀について強制されたことの本当の理由として「善き日本人」像であるとしている。これを否定し公然と抵抗する者は社会的に個人的な非難を受けるか、警察の処罰を免れない。政府は神道を教義上要求しないと主張を繰り返していたが国家権力に都合の良い対応をしていた。

国家神道の廃止により精神的背景・素地を中立にするやり方は天照大神の神話のベールをぬぐい去り、歴史と神話を区別する能力を新教育制度によりつける。「神道指令」により新しい神道の意味は国の歴史の書き直し、政治、教育、宗教の全般的な文化に正常性を導き入れるものとしている。8章の「永遠の価値」では新しく変わったかに見える神道の課題を「永遠の価値」という項目で示し、神道のこれからの役割と真価を問うている。明治維新以降から太平洋戦争まで政権下にあった日本人が社会改革や教育計画の責任を政府の官使まかせにしていた態度を問題視し、超自然的な権威への依存、個人の責任という観点を弱める結果となったとしている。そして新しい神道の問題点と期待される点を次のようにまとめている。

問題点

人間の神格化の問題—軍事的理想を高揚し軍事的性格をもつ神社の存続の問題。

①神社の祭儀は範囲を拡大して通常の市民生活で

特別に功績のあった人たちを祀ること。

- ②儀式に用いられる祝詞祈祷文は廃止するか、または平和の大切さも大いに認めるよう考え練り直す必要を忠告。

期待される点

- ①社会的、国家的生活での重要と思われるものの祝福。
②社会的、政治的連携が個人の人格の尊重と道徳的に責任感をもつ男女各個人の自発的な協同によって行われること。民主主義への期待と日本の役割。

6. まとめ

日本が近代化を急ぎ、軍国主義に突き進む1910年にアメリカからやって来たホルトムは、その時代の日本に身を置き教育、伝道にたずさわりながら抱いた日本人の精神的要因への問いは、国家神道という日本の精神構造であった。

「神道指令」の作成に英語で書かれたホルトムの神道研究の業績はGHQ/SCAPの宗教政策の「神道指令」をまとめた宗教班の担当者の中にキリスト教と関わりの深いバンスや日本に精通していた宣教師らの存在から十分に採用するに値していたと言える。日本が近代化を急ぐ中で人間を人格化した国家神道により個人の人格の尊重と責任感を喪失していった日本人に、キリスト教信仰に基づいた精神の自由と解放をGHQ/SCAPの宗教政策立案「神道指令」により信教の自由と民主主義をもたらしたと考えられる。



1930年代のキリスト教学校と国家主義 —明治学院と同志社の事例から—

辻 直人

はじめに

1930年代後半、キリスト教学校で2つの事件が起きた。一つは明治学院におけるラマート事件(1935年12月)であり、もう一つは1935年から1937年にかけて起きた同志社事件である。ほぼ同時期に、学校の存続に関わるような事件が東西で起きているのは、偶然とは言えないだろう。キリスト教学校の根幹を揺るがす出来事であるこれらの事件の真相、意義、影響について、新史料を用いながら、検討してみたい。

1. ラマート事件の真相と影響

(1) ラマート事件の真相

ウィリス・ラマート (Willis Church Lamott, 1893-1960) は、1919年9月に米国長老教会海外伝道局より日本への宣教師に任命されて来日し、1923年より明治学院高等部教授に着任した。また、在日中は季刊誌『ジャパン・クリスチャン・クォーターリー』(*The Japan Christian Quarterly*、以下『クォーターリー』) 編集長なども務めた。1938年秋に帰米し、米国長老教会海外伝道局出版部長やキリスト教教育局宣教師教育部長を歴任、1945年からは母校サンフランシスコ神学校で教鞭をとった。

ラマート事件については、『ヘラルド・トリビューン』紙1935年12月19日付に「アメリカ人宣教師、裕仁への中傷で公判へ：東京で出版物を編集する長老教会宣教師、不敬罪で尋問、国外追放の見込み、ラマートは天皇侮辱の意図を否定」という見出しで、大きく報じられている。それによれば、『クリスチャン・グラフィック』誌の編集者ラマートは、同誌最新号(12月号)において、裕仁天皇に関して権威者や「日本人愛国者」が無礼と感じる内容の記事を執筆したため、「不敬罪」容疑で取り調べを受けたのだった。

また、「日本におけるキリスト教と国家の問題に関する観察—特にキリスト教教育をめぐる問題に言及して—」(Some Observations Concerning the Problem of Christianity and the State in Japan with Special Reference to the Problems of Christian Education、以下「観察」と題された文書は、国際宣教協議会(International Mission Council) 幹事から米国國務省及び英国外務省に送られたもので、日本政府の検閲を免れるために無記名で書かれたラマートの文書であるが、その中で同事件は「ウィリス・ラマートが不敬罪で取り調べられた1935年12月、問題の核心は天皇崇拝を時代錯誤と言及したことではなく、明治天皇を『実に偉大な人間』と述べたことにある」と記録されている。

つまり、ラマートは天皇に関する言及が問題視され警察で取り調べを受けたというのが事件の真相であった。「観察」によれば、ラマートは天皇を人間と述べたのにとどまらず、天皇崇拝そのものを時代錯誤とも言及していたことが分かる。事件直後に発行された『クォーターリー』1936年冬号掲載の「政府が教育の宗教性について言及(Government Speaks on Religion in Education)」

という記事の中に、「迷信に基づいた疑似宗教や一時的に誕生したカルトが社会に浸透している」という指摘がある。ラマートの言う迷信や疑似宗教とは何か。著書『ニッポン—その罪と罰』では「日本では、民族が受け継いできた迷信、特に国の神聖な起源と皇室の神聖な家系を信じるのが、この国の運命への信頼を示す強い感情表現とみなされてきた」という言及がある (pp.9-10)。つまりラマートは、天照大神に始まる皇室の系図という「迷信」及びそこから派生した疑似宗教 (すなわち国家神道) がこの国を支配し、支配者はこの「迷信」を巧みに利用して、国家政策を押し進めている、と日本を捕えていた。

(2) 日本の学校教育について

ラマートは日本の教育内容について、「単なる先進的な西洋の技術や技能の修得に留まり、西洋文明の根底を支えている自由、人間らしさ、精神的な要素といった部分を欠いていて、人々の持つ可能性は閉じ込められている」(ラマート『ニッポン—その罪と罰』p.1) とみなしていた。また、教育勅語は「国家的カルトのマグナカルタ」であり (ラマート前掲書 p.134)、日本国内には教育勅語に基づいて一つの宗教が形成されている、と見ている (「観察」)。

1930年代のキリスト教学校は、神社参拝をめぐって国家の要求への対処に苦慮し始めた時期で、1932年5月には上智大学学生靖国神社参拝拒否事件が起きている。1930年11月の基督教教育同盟会第19回総会では、台南長老教中学より神社参拝に関する議題が提出され¹、1933年11月第22回教育同盟総会懇談会では「神社参拝は教育行事であって宗教的礼拝でない」ことが確認された。このような潮流に対して、ラマートは宣教師の立場から批判的な意見を持っていた。だが、そのような批判は処罰の対象となることを、キリスト教学校に強烈に示したのがラマート事件の歴史的意義だった。

明治学院には、自由な雰囲気があった。ある時、配属将校が高等学部学生の教練を視察中に、「国の第一の目的は何か。人民の幸福を保障することか、それとも強力な軍事力を作り上げることか」と尋ねたところ、30人の学生が「人民の幸福」に手を挙げ、罰として行進させられたという (「観察」)。また田川大吉郎学院長は教練実施の可否を学生協議会に委ね、117対82で高等学部では実施しないことを決議し、1927年までの期間は行わなかった。1931年、軍事教練を正式教科になった際

は、社会科学者一部がストライキを起こすなど、学生が意見を示すことが許されていた。

しかしラマートは、記事「宣教師の見た日本のキリスト教学校 (A missionary looks at Japanese Christian Schools)」(『クォーターリー』1937年冬号) で「結局は文部省の考えが教育上唯一の基準になってしまっている。キリスト教学校の実態は、キリスト者たちの支援によって提供された一般普通教育に他ならず、国家教育制度の一部ではない」と学校教育の限界を指摘している。また「非キリスト教徒の同窓会や保護者たちからなる組織」が「国体明徴」を要求し、「愛国者」により扇動されている、とも「観察」の中で述べている。「日本のキリスト教学校における問題は何か (What is the matter with Japanese Christian schools?)」(『クォーターリー』1936年秋号社説)。

一方日本のキリスト者たちは秘密裏に物事を考えたり、祈祷会や小グループでの集まりにおいてこうした問題を話し合ったりしていた。ラマートは、日本人キリスト者が本心を表に出さずに隠れて話し合っている様子や、表面上は従順に国の指示に従っている態度を不思議な思いで見つめていたのだろう。

(3) ラマート事件の影響、その後の明治学院とキリスト教学校

ラマート帰国直後の1936年9月、明治学院長事務取扱ウィリス・ホキエ (Willis Gilbert Hoekije) は文部省から「御真影奉戴」に関する学院の方針を尋ねられ、翌月、「自分がアメリカ人であることによって、学院に不利益が及ぶことをおそれ、理事会にはかり、(御真影の) 受け入れを決定し²、礼拝堂の一角を奉安殿に改造した。

1939年9月、学院長に元文部省官僚矢野貫城が就任した。矢野は基督教教育同盟会と基督教保育連盟の理事長も務めた。1940年4月には、高等学部で大東亜共栄圏の実現を目指すため東亜科を新設した。同年9月の基督教教育同盟会校長会は、「校長 (部長を含む) 理事長は日本人とすること」「理事の過半数は日本人とすること」、海外宣教団体からの組織的財政的独立について、各校でも申し合わせることを決定した。

1940年11月、明治学院理事会では、翌年以降の米国長老教会およびアメリカ改革派教会からの財政援助を辞退することを決議し、アメリカ・ミッションとの関係を完全に絶つことにした。矢野学院長は教育勅語や神社参拝といった学校行事も、忠実かつ厳粛に行っていた。キリスト教学校は

特にアメリカとのつながりを当局から怪しまれる戦時統制下だったからこそ、「政府や軍部との摩擦を避け、学院を弾圧から少なからず守るという一面もあった」という評価もある³。矢野は戦後になると南原繁らと教育刷新委員会のメンバーとして教育の民主化に尽力するようになる。

2. 湯浅八郎と同志社事件

湯浅八郎(1890-1981)は1935年2月に同志社第10代総長に就任した。湯浅はイリノイ大学留学時代(1916-1920)にYMCAの活動を通して、アメリカ社会を支えるキリスト教精神、特に自由主義と国際主義について、大きな影響を受けていた⁴。

総長就任式での式辞で「私は同志社学園に、自由にして敬虔なる学風の樹立を提唱し、之を熱求して止まぬ者であります」と、学内に自由な学風を実現しようと表明した⁵。しかし総長在任期間には数々の事件、すなわち1935年6月神棚事件、1936年1月国体明徴論文掲載拒否事件⁶、1937年7月チャペル籠城事件などが起きた。一連の事件を総称して「同志社事件」と呼ばれ、湯浅は1937年12月に総長を辞任せざるを得なかった。

湯浅辞任後の同志社では牧野虎次が総長になり、周囲との摩擦を避け、「老練な柔軟性」を発揮して難局を処理し⁷、1938年10月には同志社チャペル横に奉安殿が設置された。

まとめ

国家から標的にされたラマートと湯浅。2人が弾圧されたことから、1930年代のキリスト教学校から、リベラルな校風は失われていった。国家統制が強まっていくと共に、キリスト教学校は国家に従順な姿勢を示すようになった。

*拙稿「一九三〇年代のキリスト教学校と天皇制—宣教師ラマートの見た日本—」(信州夏期宣教講座編『天皇制と平和憲法』いのちのこば社、2020年)も参照されたい。

辻直人 「台南長老教中学の教育同盟加盟の背景と意義について」キリスト教学校教育同盟百年史編纂委員会編『キリスト教学校教育同盟百年史紀要』第八号、2010年。

1. 『明治学院百五十年史』明治学院、2013年、242頁。
2. 『明治学院百五十年史』256頁。
3. **辻直人** 「湯浅八郎の国際感覚におけるアメリカ滞在の影響—イリノイ大学留学経験を中心に—」立命館大学社会システム研究所『社会システム研究』第36号、2018年。
4. 『同志社百年史』通史編二、同志社、1097頁。
5. 伊藤彌彦「戦中戦後の同志社と天皇制—湯浅八

郎と牧野虎次の時代」、吉馴明子、伊藤彌彦、石井摩耶子編『現人神から大衆天皇制へ—昭和の国体とキリスト教』刀水書房、2017年、242頁。

6. 伊藤前掲論文、246頁。



佐々木 晃 先生を偲ぶ

花島 光男

研究会の最初期からの会員で、W・E・グリフィスのHepburn of JAPANを『ヘボン・同時代人の見た』として翻訳した佐々木晃氏が2019年9月12日、約9年間にわたる特養ホームでの生活を終え90歳で逝去された。その間、迪子夫人は研究会に寄付を下さるなど連絡を持ってくださった。

佐々木氏は関東学院の創立者である坂田祐院長の養子である坂田創氏の実弟で、幼くして両親を失い、坂田家で家族同然にすごした。庚台にあった坂田家の周辺には高谷道男氏、友井梢氏、相川高明氏、長崎次郎氏などが住み、戦前より関東学院とその周辺の歴史を体験的に知っておられた。氏は戦後、関東学院で小学校の設立、さらに中高の英語教師として勤め、定年後も非常勤講師として2000年まで勤めた。

私が1966年大学を卒業し、すぐに勤めた関東学院は私がそれ以前過ごした世界とは全く異なるものであった。全てが明るくスマートで、垢抜けしたセンスの良い、同時に重厚で、厳粛な校風を感じさせる学校であった。新しい世界に戸惑う私に最初に声をかけ親切に指導してくれたのが佐々木先生で、それ以来半世紀ずっと一緒であった。

先生は生徒のだけれども愛され、慕われ尊敬と憧れであった。誰にでも親切でやさしくユーモアがあり、歌を歌い、詩を詠み、宣教師など来校の時はいつも通訳を担当した。

先生はいつも教員の中心にいて、ムードメーカーであった。そして私は先生の醸し出す雰囲気に関東学院の校風になっていることに気づいた。20年前、関東学院中高80年史『この丘に立って』を記したのも氏であった。

1979年、ヘボン来日120年記念に横浜市の広報誌市民グラフがヘボン特集を企画、このことが研

究会の始まりであった。その当時から佐々木先生と一緒に関東学院に近い庚台の高谷宅を度々訪ねる内に、高谷先生が佐々木先生にグリフィスのヘボン伝の翻訳を勧め、先生はこれに応じて翻訳を開始した。翻訳が進むうちに、著者がこの本を記す為に用いた原資料を確認したく、特にヘボンの日記がどこかに在るはずだと考え、それを探しに、1983年の夏、私を誘ってアメリカに資料捜しの旅に行った。N J州のラトガース大学の学生寮に部屋を借りて、アレクサンダー図書館、プリンストン大学図書館、フィラデルフィアの長老教会歴史資料館、さらにはP A州にヘボン家の先祖の住んだロックヘブン市を訪ねヘボン家先祖の墓石を見出した。ウィリアムSPORT市の新聞社でインタビューを受け当地の新聞に大きく紹介された。この旅ではヘボンの日記こそ見つからなかったが、多くの発見、収穫があった。翻訳ができて出版できずにいたが、1991年、この本を高谷道男先生の百歳記念祝会の記念品にすることになり教文館が出版を引き受けてくれた。これは記念会の準備委員長であった阿部志郎氏、キリスト教史学会理事長の荒井猷氏の口添えにより実現した。

私には関東学院においても研究会でも、佐々木先生との楽しかった思い出は尽きない。

佐々木 晃 先生を偲んで

岡部 一興

佐々木晃先生と親しく交わりをさせて頂いたのは、横浜プロテスタント史研究会とキリスト教史学会でご一緒しましたので、それらの関係から思い出を語らせて頂きます。

佐々木晃先生との出会いは、1981年頃かと思えます。実は、1981年9月19日に横浜プロテスタント史研究会が始まりまして、その時高谷道男先生がハリスについて研究発表しました。その第1回の研究会に佐々木先生とお会いしたのがはじめかと思えます。以来今年で38年続いています。この研究会は、毎月第3土曜日に例会を開いています。今は、横浜指路教会で開かせて頂いていますが、佐々木先生と出会った頃は、横浜開港資料館で研究会を持っていました。佐々木晃先生は、ほとんど毎回熱心に出席されていました。佐々木先生と親しい花島さんが関東学院の同僚として、語って下さいますので、私は、横浜プロテスタント研究会の方面から先生との関係を述べさせて頂きます。1981年から始まった研究会の翌年の3月、第

18回の研究会において先生は、「グリフィスはいかにしてヘボン伝を著したか」というテーマで発表しています。グリフィスは宣教師で、1871(明治4)年来日、福井藩の藩校明新館で、今の東大の大学南校で教えました。そのグリフィスがヘボン伝を書いています。

そして、翌年の1982年9月に横浜プロテスタント史研究会で、「アメリカに資料を求めて」と題して発表しています。アメリカに何の資料を探しに行ったかと言いますと、ヘボンの資料、とりわけ日記がないかとその1カ月前の8月の夏休みに花島さんと行きました。グリフィスがヘボン伝を書いた時、日記を借りているのですが、それが返していません。そこで、日記を追って、ペンシルバニア州の長老派の歴史資料館、それからサスケハナ川を上って、ロックヘブンや、ウィリアムSPORTを訪れ、教会や図書館などに協力を求めてヘボンの日記を探しました。「ウィリアムSPORT・サン・ガセット」という新聞に佐々木先生と花島さんがはるばるヘボンの日記を探しに日本からやって来たことが新聞に大きく取り上げられました。しかし、残念ながら日記を見出すことは出来ませんでした。

これより以前、すでに佐々木晃先生は、ヘボン研究家の高谷道男先生から、グリフィスという宣教師が書いたヘボン伝を訳し給えと言われていたのです。命令的に、佐々木先生でなければ訳せないという感じで、高谷先生が言われたのです。そのことがあって、佐々木先生は、この伝記を訳すには、ヘボンが生きた所に行ってみようと思いました。そして、ヘボン研究への情熱は、その思いは成就しました。1991年10月に高谷先生の監訳で『ヘボンの伝記』の翻訳が、教文館から出版されました。その時、高谷先生は100歳を迎え、その100歳のお祝いの記念会で、このヘボン伝が披露されました。その後、佐々木先生は、ヘボン研究に勤しみ、33年間日本に宣教師として、英和辞書の『和英語林集成』、聖書の翻訳、ヘボン塾、明治学院の初代総理、横浜指路教会堂の建設など様々な活動をしました事を研究するようになりました。またヘボンが若い頃、20代の時、クララと中国伝道に行き、約5年間シンガポールなどに行きましたが、目的を達成することができず、アメリカに帰国しました。それらの中国伝道のことは研究されずに来ていましたが、佐々木先生はそのシンガポール時代の研究をしました。またさらに、フルベッキと言って長崎で、また今の東大の基礎をつくったフル

ベッキの研究に及びました。それらは、横浜プロテスタント史研究会の例会で、発表したり、明治学院大学キリスト教研究所の紀要に発表されています。また、横浜開港150年を記念して編纂した横浜プロテスタント史研究会篇『横浜開港と宣教師たち』(有隣新書)のなかで、J・C・ヘボンのことを書いています。本当にコツコツと研究されてきました。

例会のノートを見ますと、佐々木先生は、2010年6月19日の例会に出席したのが最後でした。その時野球帽をかぶって、カジュアルな服装で気軽な感じで出席されたのを覚えています。そして、2010年12月に倒れられました。その時は、比較的軽かったようですが、翌年9月脳内出血を起こされて、病に伏しました。残念ながら先生の研究は、これでストップされましたが、私たちは例会案内などを通じて交流を続けてきました。今、先生は、その苦しみから解放されまして、天国に旅立たれました。最後にヘボン进行研究された佐々木先生にヘボンが愛し、ヘボン塾生に暗唱させてと言われている聖書の一節を贈ります。

「わたしの愛する兄弟たち、こういうわけですから、動かされないようにしっかり立ち、主の業に常に励みなさい。主に結ばれているならば自分たちの労苦は決して無駄にならないことを、あなたがたは知っているはずです。」コリントの信徒への手紙1、15章58節

私たちは先生の残したものを引き継ぎ、その後継ぎたいと思っています。私もヘボンの研究をしていますので、先生のなされた研究を引き継ぎたいと思っています。そして拙子夫人、はじめ、ご家族ご遺族の上に主の慰めが豊かにありますようにお祈りします。

【研究発表リスト (その42)】

- 第403回 2018.6.16 中島 昭子
「横浜における女子修道会のはじまり—『横浜の女性宣教師たち』第6章「カトリック教会の日本宣教」より—」
- 第404回 2018.7.21 森山みね子
「宣教師の日本理解—オリーブ・I・ハジスの場合—」
- 第405回 2018.9.22 大野 剛
「賀川豊彦のキリスト教—社会改造論—」
- 第406回 宮坂弥代生
「来日宣教師の印刷と出版—中国から日本へ—」
- 第407回 2018.11.17 海野 涼子
講演会「伝道のところ—エステラ・フィンチと

- 黒田惟信の伝道」横浜指路教会壮年会・婦人会・横浜プロテスタント史研究会共催
- 第408回 2018.12.15 権田 益美
「服部綾雄とキリスト教」
- 第409回 2019.1.19 岩田三枝子
「賀川ハルと横浜」
- 第410回 2019.2.16 鳴坂 明人
「内村鑑三のキリスト教道徳論の考察『羅馬書之研究』12~13章を中心に」
- 第411回 2019.3.16 海老坪 眞
「物語風坂田祐」
- 第412回 2019.4.20 朱 海燕
「義和団の再来? 1920年代の反キリスト教運動と中国キリスト教会」
- 第413回 2019.5.18 岡部 一興
「M.E. キダーとE.S. ブース」
- 第414回 2019.6.15 中島 一仁
「植村正久の生い立ちをめぐる—一評伝叙述の充実のために—」
- 第415回 2019.7.20 坂井 悠佳
「日本組合基督教会の「源流」をさぐる」
- 第416回 2019.9.21 豊川 慎
講演会「平和のこころ—キリスト教平和学から考える戦争、平和、そして和解—」横浜指路教会壮年会・婦人会・横浜プロテスタント史研究会共催
- 第417回 2019.10.19 堀田 国元
「岡見京と縁の人びと—ツルー夫人を中心として—」
- 第418回 2019.11.16 小檜山ルイ
出版記念会「小檜山ルイ『帝国の福音—ルーシー・ピーボデイとアメリの海外伝道』をめぐる」

【編集後記】

会報67号を送ります。新型コロナウイルスの問題で、研究会が滞り3月、4月と休会となりました。京都大の山中伸弥教授がウイルスとの闘いは、「短距離競争ではなく、1年は続く可能性のある長いマラソン」になるだろうと表現し、油断すると感染が一気に広がり医療崩壊や社会混乱が生じるとのメッセージを出しました。私たちは、これまで色々な形で社会において守られてきたことの尊さを味わっていると思います。ウイルスとの闘いは、人類の敵として続くと思います。一日も早く新しい薬、ワクチンが開発されることを願っています。(K.O.)